

日本の所得格差の拡大と「構造改革」

武居 秀樹

目 次

はじめに

第1章 80年代後半以降の所得格差の拡大

- 1、長期的トレンドとしての所得格差拡大の動向
- 2、近年の所得格差拡大の動向

第2章 所得格差拡大の諸要因

- 1、長期的トレンドとしての所得格差拡大の諸要因
- 2、近年の所得格差拡大の諸要因
- 3、小括

第3章 一層進む所得格差の拡大と新自由主義的「構造改革」

はじめに

近年階級という言葉がにわかにリアリティを帯びて語られるようになってきている。日本社会において特権的な階級が閉鎖的に世代間で再生産されるという議論¹や、階級格差の拡大²などが論壇を賑わせている。それではこれまでは日本は階級社会ではなかったのか、この問題が根本から問われなければならない。しかし、戦後日本社会は階層上昇が可能な社会であったことは疑いない。こうした階層上昇が極めて困難になってきている、という実感を多くの人々が共有し始めていることがその背景にあるだろう。

こうした事態の背景には、経済的格差、所得格差の拡大がある。こうした議論が近代経済学の側から統計的に主張されている³。しかし、所得格差の拡大の原因

については、論争があり大きく見解が分かれている。また、その論争そのものの著しい限界もみうけられる⁴。

本稿では、政府統計に依拠しながら所得格差の長期的なトレンドと1996年以降の所得格差拡大の短期的動向を統計的に確認するとともに、論争となっている所得格差の原因について若干の論点整理と私の見解を提示したい。そして、最後に所得格差拡大の背後にある社会構造の変化と今後の動向について見通しを述べ結びとしたい。

第1章 80年代後半以降の所得格差の拡大

1、長期的トレンド

政府統計から所得格差を統計的に確認するといっても簡単ではない。所得といっても当初所得と再分配所得に区別されるし、当初所得の定義も様々である。

また、所得格差の長期トレンドを観察するにしても、当初所得については『賃金構造基本統計調査』があり、当初所得と再分配所得の関係を総体として捉えようとする場合、代表的な政府統計は、『国民生活基礎調査』『全国消費実態調査』『家計調査』『所得再分配調査』の4つがある。

本稿ではまず先行研究と各種政府統計を活用

所得再分配効果（ジニ係数）

	当初所得	再分配所得		税による再分配所得		社会保障による再分配所得	
	ジニ係数	ジニ係数	改善度	ジニ関数	改善度	ジニ関数	改善度
1980年	0.3491	0.3143	10.0%	0.3301	5.4%	0.3317	5.0%
1983	0.3975	0.3426	13.8	0.3824	3.8	0.3584	9.8
1986	0.4049	0.3382	16.5	0.3879	4.2	0.3564	12.0
1989	0.4334	0.3643	15.9	0.4207	2.9	0.3791	12.5
1992	0.4394	0.3645	17.0	0.4255	3.2	0.3812	13.2
1995	0.4412	0.3606	18.3	0.4338	1.7	0.3721	15.7

注：拙著「日本の経済格差」では、年号を1980、83、86、89、92で示したので、ここでもそれを踏襲した。厚生省は調査の出版年を年号として用いているので、1年の差が生じている。

出所：厚生省大臣官房政策課調査室「平成8年所得再分配調査」。(橋本1989)

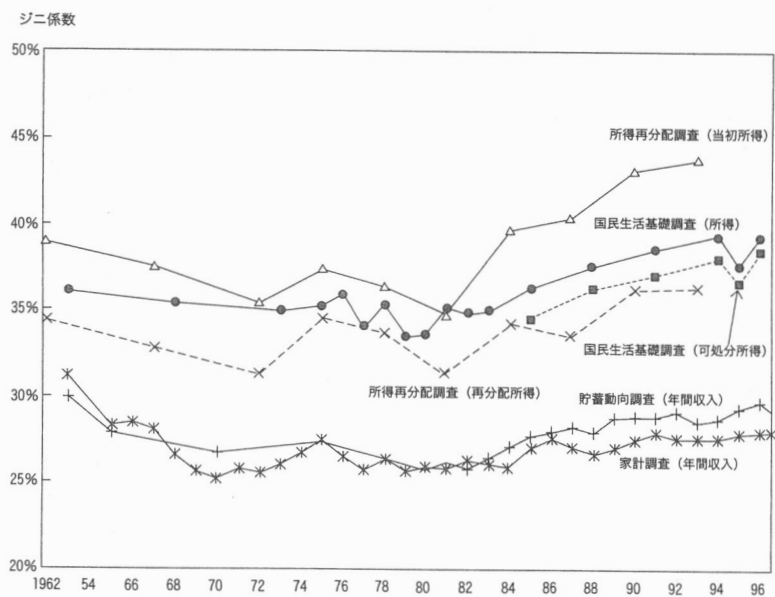
し所得格差の長期的なトレンドについて確認する。なお、ここでいう所得は、当初所得と再配分所得を意味する⁵。

表1は、橋木俊昭は『所得再配分調査』を使って所得再配分効果（ジニ係数）を試算している⁶。80年以降、当初所得の格差は一貫して上昇し、再配分所得も95年にはやや低下しているものの全体としては上昇している。税による再配分所得は一貫して上昇し、社会保障による再配分所得は92年までは上昇し95年で低下していることを確認できる。15年間で当初所得で0.0921ポイント、再配分所得で0.0463ポイント上昇している。長期的トレンドとして80年以降所得の不平等が拡大していることを確認できる。

図1は、前述した各種政府統計により試算したジニ係数による所得不平等度の推移である。高度経済成長期を通じて大きく低下していたジニ係数が70年を境に上昇に転じ70年代後半には一旦低下するが、80年代半ば以降再び上昇に転じ今日に至っている。80年半ば以降、長期トレンドとして所得の格差が広がっていることをここでも確認できる。

しかし、橋木の当初所得と他の政府統計の課税前所得の概念が違っていることなどを反映し⁷、両者のジニ係数値が大きく異なっており、格差や不平等度を問題にする点では有効であるが、所得の水準そのものや貧困を問題にしないこ

図1 80年代半ば以降上昇傾向にあるジニ係数



出所：日経企業編『新国民生活指標』（平成11年）
旧経企庁編『新国民生活指標』（平成11年）

表2 所得四分位階級別にみた1世帯当たり世帯人員1人当たり平均所得金額の年次推移

所得四分位階級	昭和63年	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9
総数	545.3	566.7	596.6	628.8	647.5	657.5	654.2	654.6	661.2	657.7
第Ⅰ四分位	161.2	165.8	176.4	173.6	182.1	192.8	177.4	189.8	171.0	171.8
第Ⅱ四分位	359.1	372.8	396.9	409.4	425.6	437.7	424.1	434.1	417.0	412.2
第Ⅲ四分位	586.7	583.3	623.0	656.9	684.1	696.9	689.7	695.3	695.9	686.8
第Ⅳ四分位	1,094.2	1,039.9	1,190.2	1,275.3	1,299.6	1,302.7	1,365.5	1,319.4	1,357.7	1,358.2
総数	6.8	3.9	5.3	5.4	3.0	1.5	1.0	△9.7	9.2	△0.5
第Ⅰ四分位	1.1	2.9	6.4	△1.6	4.9	5.9	△3.0	7.0	△8.3	△1.3
第Ⅱ四分位	4.5	3.8	6.5	3.1	4.0	2.3	△3.1	2.4	△3.9	△1.2
第Ⅲ四分位	4.6	3.8	5.9	5.4	4.1	1.9	△1.0	0.8	0.1	△1.0
第Ⅳ四分位	8.5	4.2	4.4	7.2	1.9	0.2	4.8	△3.4	3.9	0.0
第Ⅰ四分位	266	276	300	300	310	324	304	318	306	298
第Ⅱ四分位	453	471	500	621	549	550	545	550	540	536
第Ⅲ四分位	700	725	770	810	850	867	857	858	680	586
総数	164.0	174.6	183.6	197.8	207.1	211.1	216.4	219.2	225.8	222.7
第Ⅰ四分位	73.6	82.1	85.1	86.1	96.1	100.0	91.0	101.3	100.4	95.6
第Ⅱ四分位	111.1	119.3	126.5	135.3	144.3	151.3	148.7	153.7	159.0	152.2
第Ⅲ四分位	149.5	158.2	168.5	180.2	189.8	194.1	196.2	201.9	202.9	200.7
第Ⅳ四分位	267.6	276.5	290.8	316.7	219.8	321.6	344.7	239.0	346.1	350.2
総数	5.7	6.5	3.2	7.7	4.7	1.9	2.5	1.3	3.0	△1.4
第Ⅰ四分位	1.4	11.5	3.7	1.2	11.6	4.1	△9.0	11.3	△0.9	△4.3
第Ⅱ四分位	4.1	7.4	5.0	7.0	6.7	4.9	△1.7	3.4	3.4	△4.3
第Ⅲ四分位	2.9	5.8	6.5	6.9	5.3	2.3	1.1	2.9	0.5	△1.1
第Ⅳ四分位	8.6	3.3	5.2	8.9	1.0	0.6	7.2	△1.5	2.1	1.2

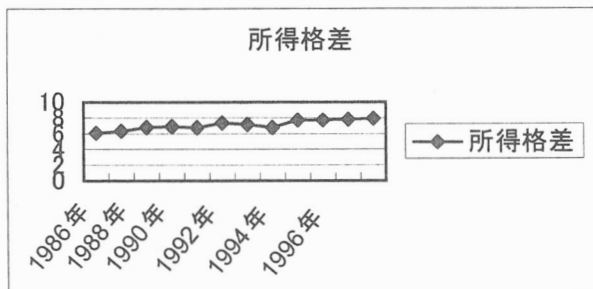
出所：厚生省『国民生活基礎調査』（平成10年）

の分析の限界を示している。

ここでは、他の政府統計から所得格差の拡大を確認しておきたい。『国民生活基礎調査』で確認するが、この調査は『厚生白書』や厚生行政の基礎資料となっており、高齢者のサンプルが

特 集・深刻な日本経済をどう打開するか

図2 所得四分1階級にみた1世帯当兵品所得の格差



出所：厚生省『国民生活基礎調査』（平成10年）

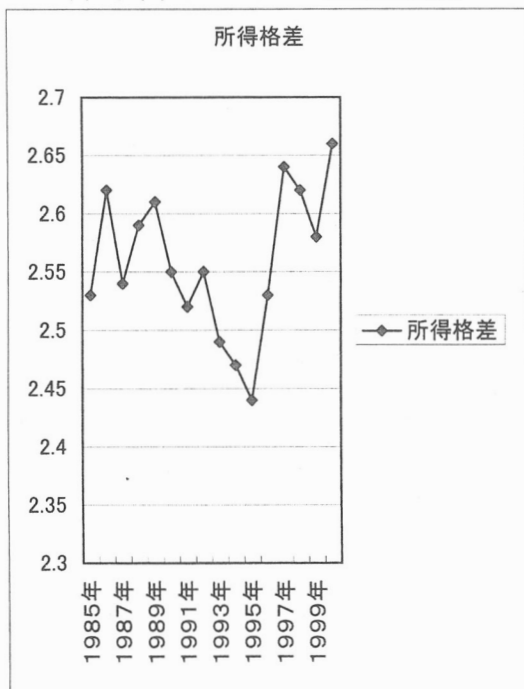
表3 世帯主の年齢階級別にみた所得四分階級別世帯数の構成割合

(単位：%)		平成10年調査						
所得四分階級	総数	29歳以下	30～39歳	40～49	50～59	60～69	70歳以上	(再掲) 65歳以上
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第Ⅰ四分位	25.0	53.4	11.9	11.3	13.9	28.9	46.8	41.5
第Ⅱ四分位	25.0	33.6	34.5	21.1	17.5	27.6	24.6	26.4
第Ⅲ四分位	25.0	10.7	39.3	35.2	25.2	21.1	14.0	15.7
第Ⅳ四分位	25.0	2.2	14.4	32.4	43.4	22.5	14.7	16.3

注：年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

出所：厚生省『国民生活基礎調査』（平成10年）

図3 年平均1カ月間の世帯主収入の格差



出所：厚生省『国民生活基礎調査』（平成10年）

多いのが特徴である。表2は所得4分位階級別にみた1世帯当たり・世帯人員1人あたり平均所得金額の年次推移である。図2は、表2を基礎に作成した所得四分位階級における所得格差（第Ⅳ分位÷第Ⅰ四分位）の推移である。1世帯

当たりの所得格差は80年代後半以降拡大し、バブル末期・崩壊直後にやや縮小し、1993年以降拡大している。特に1994年以降は、第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ4分位階級で、前年度比で1世帯当たりの所得が低下傾向にあることを確認することができる⁸。

表3は世帯主の年齢階級別にみた所得四分位世帯数の構成割合である。第Ⅰ四分位では29歳以下と65歳以上の高齢者の比重が高い。

第Ⅱ四分位では、29歳以下と30～39歳が比重が高く、第Ⅲ四分位では30～39歳と40～49歳の比重が高く、第Ⅳ四分位では40～49歳と50～59歳の比重が高いが、65歳以上は16.3%に過ぎない。

ここでは、長期的なトレンドとして1世帯当たりの所得格差が拡大し、特に94年以降、第Ⅳ分位対第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲという所得格差が進行するというこれまで戦後日本社会では経験してこなかった所得格差が進行していることを確認しておきたい。

『国民生活基礎調査』は2年遅れで調査結果が発表されるため、現時点でカバーできるのは1997年までであり、また、世帯単位の調査のため勤労者の動向をカバーすることができない。そこで、『家計調査』で近年の動向をカバーすることにする。

2、短期的動向—1996年以降の家計調査

『家計調査』は、単身者と農家が標本から除かれており、「高齢単身者」など低所得層の動向が調査結果に反映されない。しかし、勤労者世帯の調査が行なわれている点、速報が毎月発表され直近の動向をカバーできるという利点がある⁹。

図3は、『家計調査』の勤労者世帯の年間収入五分位階級、世帯人員別1世帯当たり年平均1か月間の世帯主収入の格差（第Ⅴ五分位÷第Ⅰ五分位）である。1985年に2.53から89年までは徐々に格差が拡大するが、バブル末期の90年からいったん格差は縮小するものの、96年から再び格差

は拡大傾向にあり、2000年ではこれまで最高の2.66倍に拡大している。

図4は、世帯主収入の内定期収入格差（第Ⅴ五分位・第Ⅰ五分位）の85年から2000年までの動向である。若干の上下はあるものの、85年から92年までは2.21から2.28倍の間で推移し、93年から95年までは格差はやや縮小傾向にあった。しかし、96年以降は格差拡大に転じ2000年には2.36倍となっている。

世帯単位での収入総額の格差が拡大していないのは、世帯主定期収入の伸び悩みを他の世帯構成員が補っているものと考えられる。

これまでみたように、短期的な動向では96年以降世帯主収入が拡大し、その背景には世帯主の定期収入格差の拡大があることが観察できる。

『平成11年度国民生活選好度調査』（2000年3月）では、国民意識の上でも「所得格差の拡大」が強く意識され始めていることを物語っている。同調査では、「所得や収入の格差が10年前と比べて拡大したと思うか」というとの問いに、「拡大した」9.77%+「どちらかといえば拡大した」27.9%で合計37.6%の人が「格差が拡大した」と回答している。これを年齢別にみると、最も「格差が拡大した」との回答が多い年齢は30歳台であり49.5%であり、次は40歳台であり45.2%となっている。因みに、次は20歳台42.7%、10歳台41.1%、50歳台35.3%、60歳台22.4%、70歳台18.3%となっている。

こうした調査結果は、所得の格差が確実に広がっていることの反映とみることができる。

第2章 所得格差拡大の諸要因

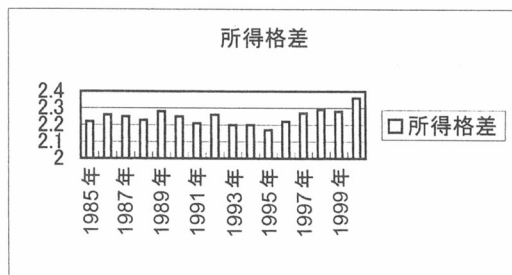
長期的な所得格差拡大の諸要因

第1章で確認した長期的トレンドとしての所得格差拡大の諸要因について検討したい。

当初所得格差の中心は雇用者所得（賃金）であり、その格差の拡大から検討したい。

第1に検討しなければならないのは、男性・世帯主内の賃金格差であり、いくつかの要因がある。①70年代までは年齢間賃金格差は、年功賃金が維持されていたため格差は大きいものの比較的安定していたが、80年代の再編につづき

図4 世帯主の定期収入の格差（五部位階級）



出所：『家計調査年報』各年度版

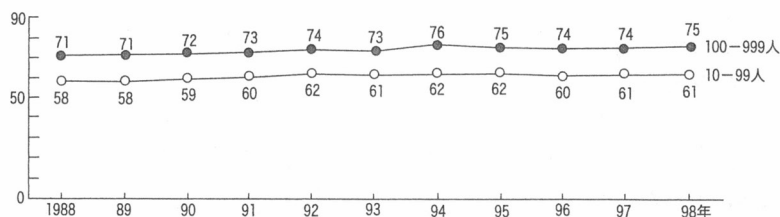
90年代に入り年功賃金の見直しが始まり、年俸制など成果主義賃金が導入されたことにより、年齢間賃金格差の拡大に加え同年齢の賃金格差が拡大する傾向にあり、これが長期トレンドとしての賃金格差を拡大していると考えられる。②として、80年代から雇用面で出向・転籍、90年代後半以降のリストラによる解雇の増加などにより長期雇用慣行が再編され、転籍・解雇などをつうじた再就職先の賃金は元職場と比べほとんどが低下しており、これも賃金格差拡大の要因となっていると考えられる。後述するが、90年代後半以降はこの影響が大きいと考えられる。これらの変化は、85年以降のプラザ合意以降の日本企業の多国籍企業化を起点としている¹⁰。

第2の検討課題は、企業規模別賃金格差の動向である。図5は、1000人以上規模規模企業の平均賃金を100として、100～999人規模企業の平均賃金、10～99人規模企業の平均賃金との格差の推移を88年からみたものである。100～999人規模も10～99人も賃金格差はわずかながら縮小傾向にある。しかし、長期的には規模別賃金格差構造が維持されていると考えられる。

第3は、男女の賃金格差の動向である。99年段階で女性労働者の賃金水準は64.6%に過ぎない（賃金構造基本統計調査）。しかし、長期的には僅かながら改善傾向にある。男女賃金格差構造は基本的に維持され、賃金格差の基盤となっているが、80年代以降の賃金格差拡大の直接的な原因とは考えられない¹¹。しかし、次にみるように短時間雇用労働者の急増のなかで女性内部の正規労働者と非正規労働者の賃金格差は拡大している。

特 集・深刻な日本経済をどう打開するか

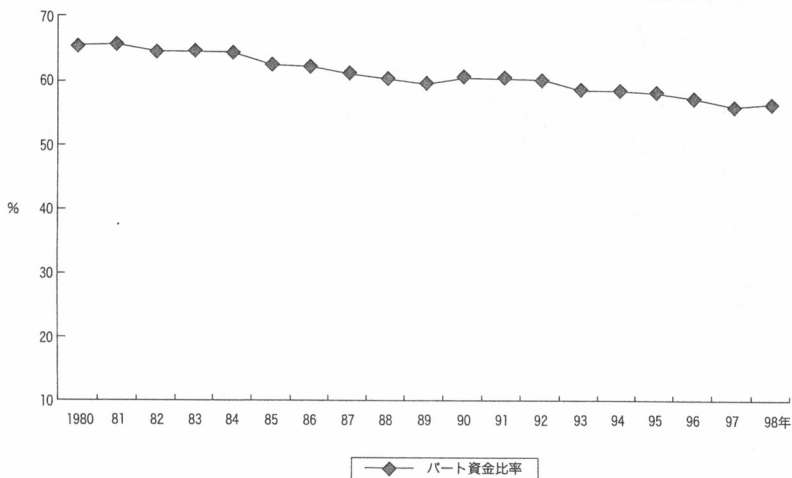
図5 企業規模賃金格差の推移（産業計、全労働者）



(注) 1,000人以上企業の賃金を100としたときの値。

資料：労働省「賃金構造基本統計調査」

図6 女性パートタイマーの女性正規労働者に対する賃金・雇用比率



出所：「賃金構造基本統計調査」。

第4は、就業形態の多様化によるパート・派遣労働者など短時間労働者＝不安定雇用労働者の増大による賃金格差の拡大である。図6は女性パート労働者の女性正規労働者に対する賃金比率である。賃金比率では一貫して低下傾向にあることが確認できる。男女賃金格差が僅かに縮小する一方で、女性正規労働者と女性パート労働者の賃金格差は拡大しているのである。これが、80年代以降の賃金格差の最大要因であると考えられる。

第5に高齢者夫婦・単身世帯の増加である。図7は、高齢単身世帯の増加の推移である。総じて低所得の高齢単身世帯が急増し、80年代以降の年金資産格差を拡大しているのである。また、更に所得水準が低い無年金者が約98万人存在し、また、その予備軍である国民年金掛金滞納者が約384万人と急増している。

企業規模別格差・男女賃金格差を基盤としな

がら、そこに新たに就業構造の多様化による低賃金・不安定雇用者の創出、高齢化の進展による高齢夫婦世帯、高齢単身世帯の急増が所得格差拡大の基本要因として加わり、副次的要因として企業内で日本的雇用の再編・解体が進んだことが、80年代後半以降の日本で長期的トレンドとして所得格差が進んだ構造的要因であろう。

所得格差拡大の主要因について、旧経済企画庁や一部の論者は高齢化主因論を主張している。なかでもその代表的論者は¹²、長期的なトレンドとしての世帯レベルの所得格差拡大を認めつつその主要因である人口の高齢化に求めるのに加え、高学歴・高所得共稼世帯の増大、パートタイマーとフル

タイム労働者の賃金格差拡大をあげ、更に、40歳代以降の同一年齢内の賃金の格差の拡大が、30歳代・40歳代の相対的に高い不平等感の背景にあるとしている。

第1に、高齢化主因論から検討したい。日本の高齢化は70年代初頭から急激なスピードで進行している。この見解では、なぜ80年代後半に所得格差が拡大しているのか説明できない。高齢化率は異なるとはいえ、高齢化が進行した70年代末まではジニ係数は低下しているのである。明らかに80年代に入って政府の社会保障費の削減など所得再分配政策の転換があったからこそ、第1章で述べたとおり、ジニ係数の持続的上昇や所得階級別格差の拡大があったとみる方が自然である。表1の再分配所得のジニ係数の上昇はそれを物語っている。

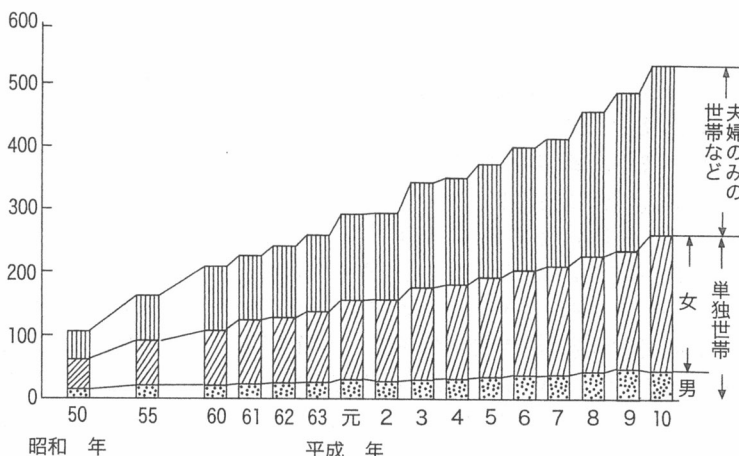
第2に、高学歴・高所得共稼夫婦の増大が所得格差をもたらしているという見解を検討する。

こうした傾向を一部観察することはできるが、女性パートタイマーと女性正規労働者の賃金格差の拡大、相対的に低所得層の多い高齢夫婦のみ世帯・単身高齢者世帯の80年代からの急増などの影響を上回るほどの影響をもったとは考えにくい。やはり規定的な要因は、就業形態の多様化や政府の所得再分配政策の転換などの構造的要因に求められる。

第3に、女性パートタイマーと女性正規労働者の賃金格差の拡大が所得格差拡大の原因にあるとの指摘は妥当であるが、その賃金格差拡大の原因を「パート需要よりもパート供給の増大」に求めているのはあまりに短絡的である。政府の雇用流動化政策、企業の人件費削減、パートタイマーの無権利状態の放置、最低賃金制度の未整備などがその賃金格差拡大の要因となっている。単なるパートの供給過剰ではないのである。

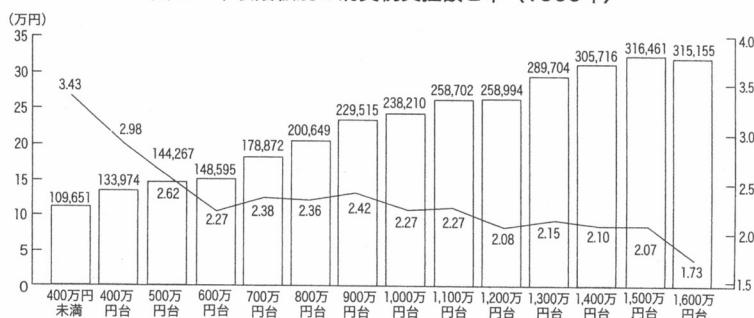
第4に、大卒40歳以降の同年齢内の賃金格差の拡大が、30、40歳代に不平等感を強く感じさせており、その原因は、大卒中高年への業績主義の導入にあり、それはその年代の「人材のばらつき」を反映しているという主張は、あまりに恣意的である。年俸制などの導入が中高年管理職対象に進んでいるとはいえ、なぜ、30代が特に不平等感が高いのか全く説明できていない。より賃金・人事制度の構造的な変化が不平等感を生んでいる可能性が高い。リストラの年齢が40歳代まで拡大され、年功賃金制度や長期雇用慣行が崩れつつあることが、働き盛りで今後生計費の上昇が見込まれる30代・40代での強い不平等感となって表れていると考えられる¹³。

図7 世帯構造別にみた高齢者世帯数の年次推移



注：平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。
厚生省『国民生活基礎調査』（平成10年）

図8 年収階級別の消費税負担額と率（1999年）



資料：日本生活協同組合消費税調べ

以上が高齢化主因論を唱える論者への批判であるが、これらの主張は、所得格差の拡大を「高齢化」などの自然現象として描き出し、政府の新自由主義的改革や企業のリストラの所得格差への影響を意図的に軽視・無視するという点で極めてイデオロギー的な主張である¹³。

このような主張の誤りは、次にみるように、近年の所得格差拡大の要因を分析することでいっそう明瞭になる。

2、短期的な所得格差の諸要因

98年は、戦後史の画期をなすといつてよいほど勤労者の所得に直接・間接に関わる政府統計の指標が戦後最悪を記録した¹⁴。

第1章の2でみたとおり、所得格差はそれ以前

特集・深刻な日本経済をどう打開するか

の96年以降急激に拡大している。その要因を検討するのがここでの課題である。

第1に挙げられるのは、90年代後半以降のリストラ・倒産・解雇の影響である。所得格差は96年以降拡大しているが、94年まで2%台だった完全失業率が95年に完全雇用の最低ラインといわれる3%台に上昇し、98年には4%台に上昇し2000年には4.7%に上昇している。完全失業者のうち1992年には15%だった長期失業者は、97年に20%を突破し2000年には25.1%に上昇し、非自発的失業者数は、1992年31万人から徐々に上昇し始め98年に84万人に急増、1999年には102万人と約3倍化し、世帯主の完全失業者も93年から徐々に上昇し始め98年に前年比15万人増加し、1999年には87万人に上昇している¹⁵。

96年からの新たな所得格差の拡大は、こうしたリストラによる世帯主の完全失業者化、その長期化が最大の要因と考えられる。

第2は、短時間雇用労働者の急増による雇用の多様化の一層の進展である。99年で時給887円と極めて低い賃金水準にある女性短時間雇用者(週就業時間35時間未満)は、95年で632万人だったものが、99年には773万人となり僅か4年で141万人増加している。また、96年以降、男性短時間労働者が急増していることも賃金格差を拡大する要因となっている¹⁶。

第3に、年俸制を始めとする能力・成果主義賃金の導入の加速度的進展である。図7をみてほしい。2000年9月現在で、今後3年間に100人以上企業で52.3%の企業が今後3年間の改定を予定し、300~900人規模企業で50.9%、100~299人規模企業で37.8%、30~99人規模で38.8%となっている。大企業ほど能力・成果主義賃金制度の導入を準備している。一方、年俸制の導入を予定する企業が予想外に少ないのが特徴である。

3、小括

長期的トレンドとしての所得格差拡大の諸要因と短期的な所得格差の諸要因を主に当初所得(主に賃金)で検討してきた。

しかし、所得格差の拡大という場合、当初所

得に加え再配分所得を加えなければならない。ここで再配分所得の格差拡大について詳しく述べる紙幅はないが、冒頭で述べたように再配分所得の格差拡大も長期的トレンドとしては確認できる。再配分所得の動向をポイントを絞って確認しておこう。

第1に年金である。80年代以降の年金制度改正は、公的年金資産の格差を拡大してきた。年金資産の不平等度は、所得の不平等度とほぼ同一の動向であり、傾向的に悪化していることが確認できる。所得格差の80年代以降の拡大が公的年金資産の拡大につながっている¹⁷。

第2に医療である。健康保険保険料の1割から2割への負担の拡大、2000年度からの老人医療費の定額制から定率性への移行は、増加する低所得の高齢者世帯、高齢者単独世帯の家計負担を増額させている¹⁸。

第3に税制改正が可処分所得へ与える影響である。97年4月から消費税が3%から5%に引き上げられた。消費税は逆累進性を特徴としており、図8にみるように所得が低いほど負担が大きく、消費税の増税は可処分所得の格差を拡大している。また、高額所得者の所得税率の引き下げは、所得税の累進性を緩和し、可処分所得の格差を拡大する効果をもっている。

このように、80年代から今日までの政府の社会保障政策・税政策が再配分所得の不平等を拡大・制度化しているのである。

さらに経済格差という点に視野を拡大すれば、バブル崩壊以降資産の格差はやや縮小傾向にあるとはいえ、日本国民の経済格差を著しいものとしている。橘木俊詔の分析によれば、日本に存在する資産総額のうち、実に44.5%までが遺産によって生じており、これらの遺産を相続した家計は24.4%に過ぎず、相続された遺産の平均額は1億530万円にのぼっているという¹⁹。こうした一部の莫大な遺産の存在が経済的格差を固定し拡大再生産しているのである。しかし、一方では、生活保護世帯が急増するという対照的な事態も生まれている²⁰。

こうした日本社会を「福祉国家」の一類型と捉える研究もあるが、それらの研究は日本の所

得の平等を前提にしており、80年代後半以降における日本の所得格差の動向を踏まえた研究は知る限り存在しない²¹。

次に第3章では、これらの所得格差・資産格差の拡大を産み出した社会構造の変化について述べて結びとしたい。

第3章 一層進む所得格差の拡大と社会構造の変化

多くの労働経済学者が所得格差拡大の要因について様々に論じているが、彼等の最大の問題は、所得格差拡大の根本にある構造的要因である85年以降の日本企業の多国籍企業化、グローバルゼーションによる国際的な企業競争の激化と所得格差について論じ分析をおこなっていないことである。

85年プラザ合意以降の円高のなか、日本企業は急激な多国籍企業化を開始した。これと並行した世界的な経済グローバル化の拡大を起動力として、経済システムや多国籍企業の資本蓄積の構造変化に、国家機構とその諸制度・政策、日本社会全体を照応させることにより、一層の多国籍企業の資本蓄積を実現する役割を「構造改革」はもっている²²。

90年代に入り日本の多国籍企業は、バブル期の「高コスト体質」の打破をめざし、彼等の「構造改革」を断行していった。一層の海外への生産拠点の移転とともにこれまでの系列下請関係の再編・切り捨て・統合、また、これまで築き上げてきた「高コスト」の日本的雇用の解体を目指して、年功賃金の改変と成果主義賃金の導入、リストラによる長期雇用慣行の解体と解雇による雇用調整が90年代後半から本格化していった²³。これらの財界戦略を雇用面で体系的に打ち出したのが日経連『新日本の経営』であった。これらの「構造改革」が、所得格差の背景にある。従って一過性のものでなく、あくまで構造的な変化なのである。

今後多国籍企業の進展により、日本国内には研究開発など知識集約産業と多国籍企業中枢部門が残り、上層ホワイトカラーが担う。さらに、製造業は空洞化し農林漁業は解体する一方、サー

ビス、運輸、飲食店・流通業など第3次産業は残り、パート労働者・派遣労働者・有期契約社員などが担う構造が目指されている。労働者内部で高賃金で保障された上層ホワイトカラーと多数の低賃金不安定労働者という就業構造が形成されると予想される²⁴。

平成不況の長期化は、これらの「構造改革」を一層押し進めることになるだろう。

政治的には、これらの経済的改革を制度化するため新自由主義的「構造改革」がめざされてきた。社会保障政策に限定してみれば、80年代に、生活保護制度の「適正化」という名の生活保護切り捨て、年金制度の一元化、老人医療費の有料化などが行政改革として行なわれてきたが、それは戦後憲法体制の下での社会保障運動や革新自治体²⁵が築いた成果への攻撃・解体という側面を強く持っていた。その点では、支配層からみれば不徹底な「改革」であった。しかし、こうした一連の「改革」が所得格差を拡大していったのである。

新自由主義的「構造改革」の方向が本格的に打ち出されるのは、1995年の橋本内閣の6大改革であった。社会保障、教育から財政までほとんど全分野で、多国籍企業段階に照応する新自由主義的「構造改革」、すなわち規制緩和、行政の市場化が始った。その後財政構造改革は凍結されたものの、その他の「構造改革」は99年「145国会」を1つのピークとして法制化されていった。こうして、政治的にも所得格差の拡大が法制化されていった²⁶。

社会保障構造改革は、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉の3分野で、従来その制度の根幹をなしていた「措置制度」を廃止し、「利用契約制度」による福祉サービス利用に置き換えることを課題としていた。「利用契約制度」は、福祉サービスの提供を原則として民間事業者へ委ね営利化し、自治体と政府は公的責任を大幅に縮小し、情報提供やトラブル処理やの限定することとなる。その典型は介護保険制度である。この結果社会保障は、私的保障によりサービスや給付をうける階層と、公的保障を受ける少数の階層に分化していくことになるだろう。所得格

特集・深刻な日本経済をどう打開するか

差の一層の拡大を前提に、所得格差に応じてサービスを受けるという「社会保障」制度が目指されている²⁷。これらの「構造改革」断行を担っているのが、小泉内閣である。

これら新自由主義的「構造改革」と正面から闘う対案を示し、日本の雇用の解体により切り捨てられた人々、社会保障構造改革などにより切り捨てられた人々と連帯して闘うことが必要である。その可能性は広がっている。

- 1 佐藤俊樹『不平等社会日本一さよなら総中流』（中公新書、2000年）
- 2 表的な論者として同上「新中間大衆誕生から30年」『中央公論』（2000年5月号）など。
- 3 橋本俊詔『日本の経済格差—所得と資産から考える』（岩波書店、1998年）
- 4 所得格差の拡大を主張する橋本俊詔等に対して、大竹文雄等は、年功賃金体系の下で高齢化が進めば自動的に賃金格差は拡大するとし、それは実質的な不平等の拡大ではなく、規制緩和など新自由主義的な改革のせいではないとしている。大竹文雄「90年代の所得格差」『日本労働研究雑誌』（2000年7月号）。この論争の限界としては、それぞれの論者が根拠とする各種政府統計を基礎にしたジニ係数にバラツキが多すぎる点などを指摘できる（図1参照）。
- 5 ここでいう当初所得は、雇用者所得、事業所得、財産所得、家内労働所得、雑収入並びに私的給付等の合計。再分配所得は、当初所得＋社会保障給付（年金・医療ほかの現金及び現物給付）－税－社会保険料。『所得再分配調査』の定義より。この調査が再分配所得をよりベターに把握できる統計であるといわれている。
- 6 橋本俊詔「日本の所得格差は拡大しているか」『日本労働研究雑誌』（2000年7月号）。ジニ係数は、0から1までの値をとり、0に近いほど平等で、1に近いほど不平等を表す。
- 7 橋本の当初所得の定義は『所得再分配調査』による。他の政府統計における定義については、図1の備考参照
- 8 『国民生活基礎調査』平成7年・10年参照
- 9 『家計調査年報』及び『速報』
- 10 所得格差拡大の主要因を人口の高齢化に求める論者や、所得格差拡大の要因を所得再分配政策の転換に求める論者にしろ、日本企業の多国籍企業化による資本蓄積構造の転換という要因を見落としている。
- 11 男女賃金格差は90年以降次のような動向を示している。男性を100として90年60.2、91年60.7、92年61.5、93年61.6、94年62.0、95年62.5、96年62.3、97年63.1、98年63.9、99年64.6
- 12 前掲大竹文夫 [2000]

- 13 大竹文雄等の高齢化主因論への批判として、とりあえず伊東光晴『日本経済の変容』（岩波書店、2000年）p36以下参照。
- 14 具体的には、統計開始以来最悪を記録したのは、失業率、有効求人倍率、雇用者数の減少（以上「労働力調査」、現金給与総額（毎月勤労統計調査）など。
- 15 総務庁『労働力調査』より
- 16 男性短時間労働者は84年で136万人、91年には252万人、98年には357万人に増大している。
- 17 八木匡「所得と資産の不平等—年金資産不平等度貢献度の時系列変化」『日本労働研究雑誌』（2000年7月号）
- 18 80年代以降の医療制度改正では、国民医療費の抑制が強く意識され、国庫負担の軽減、健康保険料の引上げ、患者負担、とりわけ高齢者の患者負担の引き上げなどが行なわれ、高齢者世帯の家計を圧迫している。
- 19 前掲橋本俊詔p145
- 20 近年の被生活保護世帯の動向は次の通り。1993年までは減少傾向にあったが1994年から増加に転じ、1993年586、109世帯から、99年には704、055世帯へと117、946世帯増加している。被保護実人員でみても同期間に121、360人増加している。
- 21 日本を福祉国家の一類型とみる代表的な研究は、丸尾直美他編『先進諸国の社会保障』（東大出版会、1999年）
- 22 80年代後半以降の日本の政治・経済・社会動向の全体像については、渡辺治・後藤道夫『講座 現代日本1～4』（大月書店、1996年）参照。
- 23 この点については後藤道夫『収縮する日本型（大衆社会）—経済グローバリズムと国民の分裂』（旬報社、2001年）第1章参照
- 24 橋本健二『階級社会日本』（青木書店、2001年）第8章参照。マルクスの理解などについて一部見解の相違もあるが、具体的な階級分析と類型化は、これまでの階級分析を超える優れた研究である。
- 25 革新自治体については拙稿『日本における「自治体版福祉国家」の形成・成立・崩壊—美濃郡政の歴史的意義と限界』（『政経研究』76号、2001年3月）参照
- 26 旬報社渡辺治他『ポリテイク 創刊号』（2001年5月）の座談会参照
- 27 90年代後半以降の社会保障構造改革については前掲〔後藤道夫2001〕第2章参照。本稿では紙幅の関係で、十分論じられなかった論点も多いが、「所得格差の拡大と新自由主義的構造改革の関係」について特に強調した。その他の論点の解明や、より精緻な実証分析については他日を期したい。

（たけい ひでき・政治経済研究所）